

平成 30 年 10 月 24 日

「特定非営利活動法人消費者機構日本」の名称を用いた文書に関する注意喚起について
(お知らせ)

平成 30 年 5 月 16 日、特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「同機構」という。）は、芸能人養成学校を運営する「株式会社エーチーム・アカデミー」を被告として、同事業者が使用する学則による入学時諸費用の不返還条項を含む契約の締結の差止請求訴訟を提起しています。

こうした中、同機構の名称を用い、2018 年 6 月 30 日付け「エーチーム・アカデミーに関する情報提供のお願い」と題する文書が送付されていることが判明しました。

しかし、同機構が、こうした情報提供依頼文書を送付しているという事実はありません。

また、同文書の送付につきましては、同機構のウェブサイトでも周知されております (http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181004_01.html)。文書を受け取られた方におかれましては、同ウェブサイトを御確認ください。

なお、同機構の名称を用い、こうした文書を送付することは、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 16 条第 3 項の規定に違反する可能性があります。

<消費者機構日本と株式会社エーチーム・アカデミーとの差止請求訴訟について>

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本が、俳優・歌手・声優等を養成する学校「エーチーム・アカデミー」を運営する株式会社エーチーム・アカデミー（以下「被告」という。）に対し、消費者契約法第 12 条第 3 項本文に基づき、被告が消費者との間で受講契約をするに際し「退学の際、すでに納入している入学時諸費用を返金しない」等の意思表示を行わないこと、これらの意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄すること等を求めた事案である（平成 30 年 5 月 16 日付け東京地方裁判所に訴えを提起）。

以上

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者制度課

TEL : 03(3507)8800 (代表)